

デイサービスセンター海山園 運営規程

この規程は、社会福祉法人太陽福祉会が設置運営するデイサービスセンター海山園の管理・運営について、必要な事項を定めるものである。

(事業所の目的)

第1条 社会福祉法人太陽福祉会が開設するデイサービスセンター海山園（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業、第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 本事業所は前条の目的達成のため、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努めるものとする。

2 本事業所は、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下での生活を確保するため、利用者の人格を尊重し、職員との信頼関係を基調とする適切な処遇について不断の努力を行う。

(事業所の名称と所在地)

第3条 本事業所の名称

デイサービスセンター海山園

2 本事業所の所在地

京都府京丹後市久美浜町湊宮467番地の60

(従業者の職種及び員数)

第4条 本事業所に置く従業者は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 管理者 | 1名（兼務） |
| (2) 生活相談員 | 2名以上（介護職員と兼務） |
| (3) 介護職員 | 12名以上（内2名以上は生活相談員と兼務） |
| (4) 看護職員 | 3名以上（兼務） |
| (5) 機能訓練指導員 | 3名以上（兼務） |

2 前項に定める者のほか必要に応じその他の従業員を置くことができる。

(従業者の職務の内容)

第5条 従業者の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対する必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、利用者に対する生活指導を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の介護、指導、援助を行う。
- (4) 看護職員は、利用者の健康状態の指導、看護を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の生活の自立を助けるための訓練を行う。

(利用定員)

第6条 利用者の定員は42名とする。

(利用者に対するサービスの内容)

第7条 本事業所は、利用者の個別事情を考慮したうえで通所介護計画を作成し、その特性に応じ、次の各号のサービスを提供する。

- (1) 利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、入浴又は清拭、排泄の自立についての援助、おむつの取替え、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (2) 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。
- (3) 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (4) 利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- (5) 利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (6) 娯楽の充実に努め、各種レクリエーション（アクティビティー）を行う。

(利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 前項の他、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食費 ・ ・ ・ 550円
- (2) おやつ代 ・ ・ ・ 100円
- (3) 日常生活上通常必要なものであって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実 費

(4) おむつ代 実 費

(5) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

サービス提供日の当日9時までに連絡頂いた場合 . . . 無料

サービス提供日の当日9時を過ぎて連絡頂いた場合

又は連絡をいただかなかった場合 食費550円

. . . おやつ代100円

3 前項のその他費用の支払いを受ける際には、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書で得るものとする。

(利用料の減免)

第9条 法人理事長は、利用者の属する世帯が、災害、疾病その他特別の事情により生計が著しく困難であると認められた場合は、利用者の申請に基づき利用料（但し、基本利用料を除く。）を免除することができる。

2 前項の規程による減免の手続方法などについては別に定める。

(通常の事業の実施地域)

第10条 京丹後市久美浜町内及び網野町木津・浜詰とする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は以下の通りとする。

京丹後市峰山町・豊岡市・網野町（木津・浜詰を除く） . . . 200円

京丹後市大宮町・京丹後市弥栄町・京丹後市丹後町・その他の地域 . . . 300円

(営業日及び営業時間)

第11条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日

毎週 月～土曜日

ただし、12月31日～1月3日は除く。

2 営業時間

午前9時10分～午後4時20分

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、本事業所の利用に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとし、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

- (2) 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。
- (3) 健康に留意し、施設で行う健康診断については、特別な理由が無い限り努めて受診するものとする。
- (4) 身上に関する重要事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届けでるものとする。
- (5) 指定した場所以外での火気の取扱い、施設、設備の破壊、その他施設の秩序を乱し、又は安全衛生を害する行為を行ってはならない。

(緊急時の対応方法)

- 第13条 従業者は、利用者に緊急事態が生じたときは緊急時対応マニュアルに基づき、主治医、または協力医療機関へ連絡するとともに、適切な判断のもと迅速に対応する。
- 2 緊急訓練と勉強会を年1回以上行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 管理者は、自然災害、火災、その他防災対策について計画的な防災訓練と設備の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期するものとする。
- 2 前項の実施については、年2回以上の避難訓練を行うものとする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

- 第15条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

- 第16条 本事業所は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次のとおり確保するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
 - (2) 継続研修 必要に応じ随時
- 2 本事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 3 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、日常的な事業運営の実施明細については、別に管理者が定める。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太陽福祉会と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年 5月 1日から施行する。

平成14年 7月27日改正

平成14年 8月20日改正

平成14年11月22日改正

平成15年 3月 1日改正

平成16年 4月 1日改正

平成17年10月 1日改正

平成18年 4月 1日改正

平成18年 7月21日改正

平成19年 4月 1日改正

平成19年 8月20日改正

平成20年 1月 1日改正

平成20年 4月 1日改正

平成21年 4月 1日改正

平成21年11月 1日改正

平成22年 4月 1日改正

平成22年12月 1日改正

平成23年 4月 1日改正

平成24年 4月 1日改正

平成24年 6月 1日改正

平成24年11月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成26年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

平成27年 5月 1日改正

平成27年 6月 1日改正

平成28年 4月 1日改正

平成 2 9 年 1 2 月	1 日改正
平成 3 0 年 4 月	1 日改正
令和 3 年 4 月	1 日改正
令和 3 年 8 月	1 日改正
令和 5 年 4 月	1 日改正
令和 6 年 3 月	1 日改正